



2014年6月27日

各 位

会社名 クックパッド株式会社  
 代表者名 代表執行役 穂田 誉輝  
 (コード番号: 2193 東証第一部)  
 問合せ先 執行役 菅 間 淳  
 電話番号 03 (6408) 6143

ストック・オプション（新株予約権）の行使条件変更に関するお知らせ

当社は、2014年6月27日開催の取締役会において、2012年12月17日にストック・オプションとして発行した第6回新株予約権及び2014年5月12日にストック・オプションとして発行した第7回新株予約権の行使条件の一部を変更することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更する理由

当社は、2014年6月6日にお知らせしましたように、2014年7月24日に開催予定の定時株主総会で、「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、2014年度より決算期を4月30日から12月31日に変更することを予定しています。これに伴い、過去に発行した新株予約権の行使条件の一部を変更するものです。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 第6回新株予約権
- (2) 第7回新株予約権

3. 変更内容

(1) 第6回新株予約権	
変更前	変更後
(8) 新株予約権の行使条件 ① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年4月期乃至平成29年4月期のいずれかの決算期の有価証券報告書に記載された当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）において、営業利益にのれん償却額（但し、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。）を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。	(8) 新株予約権の行使条件 ① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下の期間を会計期間とする連結損益計算書（監査法人又は公認会計士による任意監査又は合意された手続を実施したものに限る。）における営業利益にのれん償却額（但し、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。）を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 2014年5月1日から2015年4月30日 2015年5月1日から2016年4月30日 2016年5月1日から2017年4月30日

(2) 第7回新株予約権	
変更前	変更後
<p>(8) 新株予約権の行使条件</p> <p>① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき提出した2014年4月期乃至2017年4月期のいずれかの決算期の有価証券報告書に記載された当社連結損益計算書において、営業利益にのれん償却額（但し、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。）を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p>	<p>(8) 新株予約権の行使条件</p> <p>① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）は、以下の期間を会計期間とする連結損益計算書（監査法人又は公認会計士による任意監査又は合意された手続を実施したものに限る。）における営業利益にのれん償却額（但し、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。）を加算した額の金額が一度でも100億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。</p> <p>2014年5月1日から2015年4月30日  2015年5月1日から2016年4月30日  2016年5月1日から2017年4月30日</p>

以上